平成２２年（フ）第８９号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目12番10号　102号
債務者　神崎亜輝子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１５号
鳥取県米子市旗ケ崎５丁目６番28号
債務者　中川　俶年
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１７号
鳥取県米子市河岡400番地19、住民票上の住所鳥取県米子市永江118番地
債務者　竹内　克己
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１８号
鳥取県境港市渡町1294番地２
債務者　油井　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９５４号
広島県東広島市八本松飯田２丁目17番４―308号
債務者　井上　雅喜
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８２号
広島市安佐南区相田３丁目62番26号
債務者　長松　宏治
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１０号
広島市西区楠木町２丁目１番５―202号
債務者　新原基輔こと　李　　基輔
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５９号
広島県東広島市八本松町篠237番地15
債務者　齋原　好典
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６６号
広島市東区矢賀新町１丁目２番20―302号
債務者　大濱眞由美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７６号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目13番８―303号
債務者　田川　　舞
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８７号
広島市東区温品４丁目17番２―305号
債務者　三好　正夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０４号
広島市西区草津東１丁目８番３―303号
債務者　竹林　孝実
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２号
山口県下関市大和町１丁目６番12号
債務者　南山満こと　趙　　満
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
山口県下関市一の宮町４丁目15番１―902号　一の宮県営住宅
債務者　桐　　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
山口県下関市豊田町大字殿敷1993番地
債務者　江村文子こと　李　能美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
山口県下関市稗田西町17番２号青陽荘203号
債務者　瀬崎　弘司
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
山口県下関市安岡駅前１丁目７番３号
債務者　濱嵜　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係